

札幌市簡易専用水道指導要領

平成 7 年 3 月 3 1 日
衛 生 局 長 決 裁

(最終改正) 令和 8 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この要領は、簡易専用水道の設置及び管理等に関し、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号）及び水道法施行規則（昭和 3 2 年厚生省令第 4 5 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、簡易専用水道に係る清浄な飲料水の供給を図り、もって市民の健康を保護し、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 給水設備

簡易専用水道において飲料水を供給する貯水槽及び給水管並びにこれらに付帯する設備の総体をいう。

(2) 貯水槽

簡易専用水道において水道水の供給を受ける受水槽及び高置水槽等をいう。

(3) 水道水

法第 3 条第 2 項に規定する水道事業及び同条第 3 項に規定する簡易水道事業の用に供する水道から供給を受ける水をいう。

(4) 設置者

簡易専用水道の所有者又は所有者以外の者で当該給水設備の全部の管理について権原を有する者をいう。

(5) 検査機関

法第 3 4 条の 2 第 2 項の規定に基づいて国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関をいう。

(6) 定期検査

法第 3 4 条の 2 第 2 項に規定する検査機関の検査をいう。

(対 象)

第3条 この要領の対象となる施設は、法第3条第7項に規定する簡易専用水道とする。
ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第2条第1項に規定する特定建築物に該当する場合は除くものとする。

2 簡易専用水道の有効容量は、次の各号によるものとする。

- (1) 有効容量とは、受水槽において適正に利用可能な容量をいい最高水位（ボールタップ等により定められる上限の水位）及び最低水位（揚水管吸込部又は流出部の管の上端から管径の1.5倍上部の水位）の間に貯水される量をいう。
- (2) 複数の受水槽により同一系統に給水する場合においては、各水槽の有効容量の合計とする。

(給水設備構造基準)

第4条 設置者が給水設備を設置しようとするときは、別表1に掲げる給水設備構造基準に適合するよう努めるものとする。

2 設置者は、既に設置した給水設備が前項に規定する給水設備構造基準に適合しないときは、それが給水設備構造基準に適合するよう改善に努めるものとする。

(給水設備維持管理基準)

第5条 設置者は、給水設備の維持管理について、省令第55条の各号に規定する管理基準のほか、別表2に掲げる給水設備維持管理基準に適合するよう努めるものとする。

(維持管理者の選任等)

第6条 設置者は、自ら当該給水設備の維持管理を行うことができないときは、当該給水設備を適切に管理するため、維持管理者を選任するものとする。

- 2 維持管理者は、設置者に対し当該給水設備の維持管理状況を適宜報告するものとする。
- 3 維持管理者は、当該給水設備の維持管理が前条に規定する基準に従って行われるよう必要に応じ設置者に助言し、設置者はこれを尊重するものとする。

(事前協議)

第7条 設置者は、給水設備を設置する建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は同法第18条第3項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による

通知を受ける前に、当該給水設備の設置の計画について、別表 3 に定めるところにより、保健所長と事前協議をするよう努めるものとする。

(使用開始の届出)

第 8 条 設置者は、簡易専用水道の使用を開始したときは、その日から 30 日以内に、次の各号に定める事項を、簡易専用水道使用開始届（様式 1）により、保健所長に届け出るよう努めるものとする。

- (1) 設置者の住所、氏名、電話番号及びファクシミリ番号
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 維持管理者の氏名、所属、電話番号及びファクシミリ番号
- (4) 簡易専用水道の概要及び図面等
- (5) しゅん工年月日
- (6) 使用開始年月日
- (7) 給水開始前の水質検査結果書（写）
- (8) その他保健所長が必要と認めるもの

(変更の届出)

第 9 条 設置者は、前条の届出事項に変更が生じたときは、その日から 30 日以内に、その旨を簡易専用水道変更届（様式 2）により、保健所長に届け出るよう努めるものとする。

- 2 前項の変更事項が給水設備の構造に係る場合は、変更後の簡易専用水道の概要及び図面等を添付するものとする。

(廃止の届出)

第 10 条 設置者は、当該簡易専用水道が給水設備の廃止等により簡易専用水道に該当しなくなったときは、その日から 30 日以内に、その旨を簡易専用水道廃止届（様式 3）により、保健所長に届け出るよう努めるものとする。

(定期検査の報告等)

第 11 条 保健所長は、定期検査を受検していない施設の設置者に対し簡易専用水道受検指導書（様式 4）により、速やかに受検するよう指導するものとする。

(立入検査等)

第 1 2 条 保健所長は、法第 3 9 条第 3 項の規定による検査のほか、必要があると認めるときは、当該職員をして給水設備の維持管理者の事務所に立ち入らせ、検査させるものとする。なお、帳簿書類には、その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含むものとする。

(改善等の措置)

第 1 3 条 前条の立入検査等は、法第 3 4 条の 2 並びに第 4 条の給水設備構造基準、第 5 条の給水設備維持管理基準及び第 6 条に基づき行うものとする。

2 保健所長は、前条の規定による立入検査を行った結果、必要があると認める場合は、簡易専用水道設置者に対し、簡易専用水道立入検査結果書（様式 5）又はこれに準じた様式を交付することにより指導を行うものとする。

3 簡易専用水道設置者は、前項の簡易専用水道立入検査結果書の交付を受けて改善を求められたときは、保健所長が指定する期限までに簡易専用水道改善報告書（様式 6）を保健所長に提出するものとする。

4 保健所長は、法第 3 6 条第 3 項に規定する改善指示を行うときは、簡易専用水道改善指示書（様式 7－1、7－2）によるものとする。

(給水停止命令)

第 1 4 条 保健所長は、設置者が前条第 2 項の指示に従わない場合において、法第 3 7 条の規定により必要があると認めるときは、簡易専用水道給水停止命令書（様式 8）により、給水停止の命令を行うものとする。

(届出情報の管理)

第 1 5 条 保健所長は、情報管理システムを備え、これを常に整理して施設の指導に努めるものとする。

(その他)

第 1 6 条 この要領の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。ただし別表 1 に掲げる給水設備構造基準および別表 2 に掲げる給水設備維持管理基準に関する事柄は保健所生活衛生担当部長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に、廃止前の札幌市建築物における給水設備の構造及び管理等に関する指導要綱に基づき保健所長に対してなされた届出その他の手続及び保健所長がした改善措置その他の行為は、施行日以後においては、この要領の規定に基づき保健所長に対してなされた届出その他の手続及び保健所長がした改善措置その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日（以下「施行の日」という。）前に、この要領による改正前の札幌市簡易専用水道指導要領の規定に基づき保健所長に対してなされた届出その他の手続及び保健所長がした改善措置その他の行為は、施行の日以降においては、改正後の札幌市簡易専用水道指導要領の規定に基づき保健所長に対してなされた届出その他の手続及び保健所長がした改善措置その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の札幌市簡易専用水道指導要領の規定に基づき作成された申請書等の用紙でこの要領の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則

この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。ただし、附表3の改正規定は平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条第5号及び第11条の規定は平成16年3月31日から施行する。
- 2 平成17年3月31日までの間は、附表1中「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」と、「5mg/ℓ」とあるのは「10mg/ℓ」とする。
- 3 この要領の施行の際限に布設されている水道により供給される水に係る附表4中「ジ

ェオスミン」の項及び「２－メチルイソボルネオール」の項に掲げる基準については、平成１９年３月３１日までの間は、これらの項中「０．００００１ｍｇ／ℓ」とあるのは「０．００００２ｍｇ／ℓ」とする。

- 4 この要領による改正前の札幌市簡易専用水道指導要領の規定に基づき作成された申請書等の用紙でこの要領の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成２６年４月１日から施行する。
- 2 この要領による改正前の札幌市簡易専用水道指導要領の規定に基づき作成された申請書等の用紙でこの要領の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 この要領による改正前の札幌市簡易専用水道指導要領の規定に基づき作成された申請書等の用紙でこの要領の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和３年４月２７日から施行する。
- 2 この要領による改正前の札幌市簡易専用水道指導要領の規定に基づき作成された申請書等の用紙でこの要領の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

給 水 設 備 構 造 基 準

1 貯水槽の設置場所

- (1) 貯水槽は、建築物内で維持管理の容易な場所に設けること。
- (2) 貯水槽の上部には1メートル以上、下部及び周囲には60センチメートル以上の保守点検空間を確保すること。
- (3) 貯水槽の上部には、飲料水が汚染されるおそれのある配管及び機器を設けないこと。
設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。
- (4) 貯水槽を地下ピット内に設ける場合は、次の措置を講ずること。
 - ア 安全に昇降できる措置を講ずること。
 - イ 地下ピットの点検口は、維持管理者等が安全かつ容易に出入りできる位置に設け、点検口の直下には、貯水槽を設けないこと。
 - ウ 地下ピット内には、飲料水が汚染されるおそれのある配管を貫通させないこと。
 - エ 地下ピットは、排水槽等と隣接させないこと。
 - オ 排水用ポンプ及び警報装置を設けること。
- (5) 貯水槽室には、十分な換気設備及び照明設備を設けること。
- (6) 貯水槽室の床面は、排水に支障のない構造とすること。

2 貯水槽の構造

- (1) 貯水槽の有効容量は次を標準とし、過大としないこと。
 - ア 受水槽は、1日使用水量の10分の4から10分の6程度とすること。
 - イ 高置水槽は、1日使用水量の10分の1程度とすること。
- (2) 貯水槽は、消火用水槽と兼用しないこと。
- (3) 貯水槽は、2槽式とすること。
- (4) 貯水槽の内部には、給水管以外の配管設備を設けないこと。
- (5) 貯水槽の高水位と天井との間には、十分な点検空間を確保すること。
- (6) 水の流出口の位置は、槽底の沈積物を吸引しないものとする。
- (7) 水の流入部と流出部の位置関係は、停滞水を生じないものとする。
- (8) 貯水槽の内部は、適切な防錆措置を講じたものとする。
- (9) マンホールは、次に定める構造によること。
 - ア 直径は、60センチメートル以上とし、貯水槽の天井から10センチメートル程

度立ち上げること。

イ ふたは、防水密閉型とし、施錠できる構造とすること。

ウ 貯水槽内部の点検を十分に行うことができる位置とし、必要に応じて 1 槽当たり複数のマンホールを設けること。

(10) 通気管は、次に定める構造によること。

ア 開口部は、貯水槽の天井から適切な高さとし、汚水等が流入しない構造とすること。

イ 管口径は、貯水槽の流出管の口径の 2 分の 1 以上とすること。なお、複数の通気管を設ける場合は、前段と同等の有効断面積を確保すること。

ウ 開口部には、適切な防虫網を取り付けること。

(11) オーバーフロー管は、次に定める構造によること。

ア オーバーフロー管には、排水口空間を 15 センチメートル以上確保すること。

イ オーバーフロー管と吐水口との間には、吐水口空間を確保すること。

ウ 開口部には、適切な防虫網を取り付けること。

エ 管口径は、流入管の口径の 1.4 倍以上とすること。

(12) 水抜管は、次に定める構造によること。

ア 水抜管には、排水口空間を確保すること。

イ 水抜管は、槽底の最低部に取り付けること。

ウ 排水用ホッパーは、水抜き時に水が飛び散らないよう十分な大きさとすること。

(13) 受水槽には、非常用の給水栓を設けることが望ましい。

3 給水管

(1) 給水管用の保守点検空間を設けること。

(2) 給水管は、飲料水が汚染されるおそれのある設備の中を貫通させないこと。

(3) 給水管及び継手は、水質に悪影響を与えないものを使用すること。

(4) 非常用の直結給水栓を適切な場所に設けること。

(5) 給水管は、他の配管と識別できる措置を講ずること。

(6) 給水管とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

(7) 給水管末端には、吐水口空間を確保すること。

別表 2

給 水 設 備 維 持 管 理 基 準

1 水質の管理

- (1) 給水設備の工事が完了し、飲料水の供給を開始しようとするときは、あらかじめ、当該給水設備を洗浄するとともに、末端給水栓の水について、附表 1 に掲げる項目及び残留塩素の検査を行い、基準に適合することを確認すること。
- (2) 定期の水質検査は、次のとおり行うこと。
 - ア 末端給水栓の水の色、濁り、臭い、味、その他の状態及び残留塩素の検査を、7 日以内ごとに 1 回、定期に行うこと。ただし、床下型受水槽を設けている場合は、毎日行うこと。
 - イ 附表 1 に掲げる項目の検査を、毎年 1 回以上定期に行うこと。ただし、塩素滅菌器を設けて塩素消毒を行っている場合は、前段の検査のほか、附表 2 に掲げる項目の検査を、毎年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回、定期に行うこと。
- (3) 前号アの検査の結果、異常があると認めたときは、附表 1、附表 2、附表 3 及び附表 4 に掲げる項目のうち、必要な項目について臨時の水質検査を行うこと。
- (4) 1 号、2 号（アを除く。）及び 3 号の検査は、原則として水道法により国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者又は建築物衛生法により登録を受けた者に委託すること。
- (5) 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の濃度を 0.1 mg/L （結合残留塩素の場合は 0.4 mg/L ）以上に保持すること。ただし、供給する飲料水が病原生物に汚染されるおそれがある場合、病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合又は給水設備の工事や洗浄に伴う断水後の給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の濃度は、 0.2 mg/L （結合残留塩素の場合は 1.5 mg/L ）以上とすること。
- (6) 遊離残留塩素の濃度が前号の前段に定める数値を保持できないときは、その原因を究明し、必要と認めたときは、塩素滅菌器を設けて塩素消毒を行う等の措置を講ずること。
- (7) 水質の異常が給水設備に起因する場合は、適切な応急措置を講ずるとともに、速やかに設備の改善を行うこと。
- (8) 供給する飲料水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その飲料水を使用することが危険である旨を関係者に周知するとともに、速やかに保健所長に通報し、その指示に従うこと。

2 貯水槽の管理

- (1) 貯水槽は、亀裂、漏水、腐食等がないよう適切に管理すること。
- (2) 貯水槽の外壁及び周囲は、常に清潔にし、飲料水が汚染されるおそれのないよう適切に管理すること。
- (3) 貯水槽の内部には、沈積物、浮遊物等がないよう適切に管理すること。
- (4) 貯水槽の点検は、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。また、地震、凍結、大雨等の水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときは、速やかに点検を行うこと。
- (5) 貯水槽の清掃は、原則として建築物衛生法により登録を受けた者に委託すること。

3 給水管の管理

- (1) 給水栓には、吐水口空間を確保し、汚水等が逆流しないよう適切に管理すること。
- (2) 給水管の腐食状況、漏水の点検を定期に行うとともに、赤水の発生等を防ぐため、必要と認めたときは、給水管の取替え等の措置を講ずること。

4 給水ポンプの管理

- (1) 給水ポンプは、適正に作動するよう管理すること。
- (2) 給水ポンプの点検は、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。

5 塩素滅菌器の管理

第1項第6号において、塩素滅菌器を設置した場合は、次の管理を行うこと。

- (1) 薬液タンク内の薬液濃度の調整を適切に行うこと。
- (2) 薬液の注入量の調整を適切に行うこと。
- (3) 薬液タンク内の薬液量、注入ポンプ及び注入管の点検を毎日行うこと。
- (4) 補充用の薬液は、常時相当量備えておくこと。なお、薬液は冷暗所に保管し、長期間の保管は避けること。

6 その他の設備の管理

貯水槽を地下ピット内に設けている場合は、排水用ポンプの点検を7日以内ごとに1回、定期に行うこと。また、警報装置の点検についても定期に行うこと。

7 帳簿書類の備付け

- (1) 給水設備に関する図面を備え、これを常に整理し、保存すること。
- (2) 給水設備の維持管理に関する帳簿書類を備え、これを常に整理し、3年間保存すること。

附表 1（一般 12 項目）

番号	項 目	基 準
1	一般細菌	100 個／mL 以下
2	大腸菌	検出されないこと
9	亜硝酸態窒素	0.04mg／L 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L 以下
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L 以下
39	塩化物イオン	200 mg／L 以下
47	有機物 （全有機炭素（TOC）の量）	3 mg／L 以下
48	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
49	味	異常でないこと
50	臭気	異常でないこと
51	色度	5 度以下
52	濁度	2 度以下

備考）番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。

附表 2 (消毒副生成物 12 項目)

番号	項 目	基 準
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下
22	塩素酸	0.6mg/L 以下
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下
34	クロロホルム	0.06 mg/L 以下
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下
27	臭素酸	0.01 mg/L 以下
28	総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモ ジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの 濃度の総和)	0.1 mg/L 以下
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下
31	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下

備考) 番号は、水質基準に関する省令 (平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号) による。

附表 3（一般有機化学物質 7 項目）

番号	項 目	基 準
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下

備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。

附表 4（その他 21 項目）

番号	項 目	基 準
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下
20	ペルフルオロ（オクタンー1－スルホン酸）（別名 P F O S）及び ペルフルオロオクタン酸 （別名 P F O A）	0.00005 mg/L 以下
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下
36	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下
41	蒸発残留物	500 mg/L 以下
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下
43	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下
44	2－メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下
46	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005 mg/L 以下

備考）番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。

事前協議事務処理基準

第 7 条関係（事前協議）

- 1 事前協議は、簡易専用水道設置計画事前協議書（別紙 1）によるものとし、次に掲げる図面等を添付し、正副 2 部提出するものとする。
 - (1) 図面
 - ア 付近見取図
 - イ 給水設備系統図（附帯する排水設備を含む。）
 - ウ 給水設備主要機器表
 - エ 貯水槽（受水槽及び高置水槽）の設置場所がわかる図面
 - オ 貯水槽室平面・断面詳細図
 - カ 貯水槽本体平面・断面詳細図
 - キ 貯水槽室上階の給排水平面図
 - (2) 貯水槽容量算定計算書（1 日使用水量の算定を含む。）
 - (3) その他保健所長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する簡易専用水道設置計画事前協議書の提出があったときは、給水設備構造基準に適合するかどうか審査するものとする。
- 3 前項の審査の結果について、設置者に対し簡易専用水道設置計画事前協議結果書（別紙 2）により交付するものとする。
- 4 前項の結果書には、第 1 項で提出された副本 1 部の書類を添付するものとする。

別紙 1

簡 易 専 用 水 道 設 置 計 画 事 前 協 議 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住 所

簡易専用水道設置者 氏 名
(又は代理人)

電 話

担当者

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

札幌市簡易専用水道指導要領第 7 条の規定に基づき、当該給水設備に係る設置計画について下記のとおり提出します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 簡易専用水道の概要

別添のとおり

4 簡易専用水道の審査項目表及び図面等

別添のとおり

5 工事予定期間

年 月 日～ 年 月 日

6 簡易専用水道設置者

住 所

氏 名

7 簡易専用水道設計者

住 所

氏 名

電 話

F A X

担当者

簡易専用水道の概要

施設 の 概 要	主 要 用 途		☐ 共同住宅（ ☐ 分譲： 戸 ☐ 賃貸： 戸） ☐ 社宅 ☐ 寄宿舍 ☐ 事務所 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ 店舗 ☐ 旅館 ☐ 工場 ☐ その他（ ）			
	建 築 物		地上 階 地下 階 延べ床面積 m ²			
	給 水 面 積		m² 給 水 人 口 人			
	給 水 方 式		☐ ポンプ加圧方式 ☐ 高置水槽方式 ☐ 圧力タンク方式 ☐ 水道直結箇所有（ ） ☐ その他（ ）			
給 水 の 備 置 の 概 要	1 日使用水量		m ³			
	受	容 量	総容量 m ³ （ m× m× mH）			
			有効容量 m ³ （ mH）			
	水	材 質	☐ FRP ☐ SUS ☐ コンクリート ☐ その他（ ）			
		槽 数	☐ 2 槽式 ☐ 単槽式	型 式	☐ 床置型 ☐ 床下型	
	槽	マ ン ホ ー ル	直径（ mm） 個数（ 個／1 槽 合計 個） 施錠： ☐ 有 ☐ 無 立ち上げ： mm ☐ 防水密閉構造			
		設置場所	☐ 建築物内（地上 階・地下 階【 】） ☐ 地下ピット ☐ 建築物外			
	高	容 量	総容量 m ³ （ m× m× mH）			
			有効容量 m ³ （ mH）			
	置	材 質	☐ FRP ☐ SUS ☐ コンクリート ☐ その他（ ）			
		槽 数	☐ 2 槽式 ☐ 単槽式	型 式	☐ 床置型	
	水	マ ン ホ ー ル	直径（ mm） 個数（ 個／1 槽 合計 個） 施錠： ☐ 有 ☐ 無 立ち上げ： mm ☐ 防水密閉構造			
		設置場所	☐ 建築物内（地上 階・塔屋 階【 】） ☐ 建築物外			
	管 の 概 要	給 水 ポ ン プ		台数： 台 性能： L/min 全揚程： m		
		給 水 管	材 質	☐ 硬質塩化ビニルライニング鋼管 ☐ ポリエチレン粉体ライニング鋼管 ☐ ステンレス鋼管 ☐ その他（ ）		
			管 更 正	☐ 有（ 年 月：方法 ） ☐ 無		
継 手		☐ コア内蔵防食継手 ☐ ステンレス継手 ☐ その他（ ）				
直 結 給 水 栓		☐ 有（場所： ） ☐ 無				
防 錆 剤 使 用		☐ 有（商品名 ： 年 月使用開始） ☐ 無				
排 水 ポ ン プ		（地下ピット式の場合）台数： 台 性能： L/min				
雑用水	給水系統	☐ 飲料系統と同じ ☐ 飲料系統と別	水 源	☐ 水道水 ☐ 井水等		
	水 槽	☐ 飲料用水槽と兼用 ☐ 飲料用水槽と別（ m× m× mH）				
給水開始前の措置		☐ 給水管洗浄（ 年 月実施） ☐ 貯水槽清掃（ 年 月実施）				

簡 易 専 用 水 道 審 査 項 目

1 貯水槽の設置場所

(太枠内のみ記入)

番号	項 目		基 準	設 計 値 等		参照図面番号等	判定
				受水槽	高置水槽		
(1)	設 置 場 所		建築物内で維持管理の容易な場所	地上 (階) 地下 (階)	地上 (階)		適・否
(2)	点 検 空 間		上部 1,000 mm 以上 下部 600 mm 以上 周囲 600 mm 以上	上部 (mm) 下部 (mm) 周囲 (mm)	上部 (mm) 下部 (mm) 周囲 (mm)		適・否
(3)	飲料水が汚染されるおそれのある上部配管・機器等		ないこと又は必要な措置を講じること	上部配管・機器等 ☐ 無・ ☐ 有 (措置:)	上部配管・機器等 ☐ 無・ ☐ 有 (措置:)		適・否
(4)	地下ピット内に設ける場合	昇降の際の安全措置	安全に昇降できる措置を講ずること(階段、手掛かり、タフの背もたれ等)	措 置 ()	/		適・否
		点検口の位置	安全かつ容易に出入りできる位置に設けること	☐ 有・ ☐ 無			適・否
		貯水槽の位置	点検口の直下に貯水槽を設けないこと	直下に ☐ 無・ ☐ 有			適・否
		汚染のおそれのある配管の貫通	ないこと	汚染のおそれのある配管 ☐ 無・ ☐ 有			適・否
		排水槽等の隣接	隣接させないこと (やむを得ず隣接させる場合、離間距離を5m以上とること)	隣接排水槽等 ☐ 無・ ☐ 有 離間距離 (m)			適・否
		排水用ポンプ・警報装置	設 け る こ と	☐ 有・ ☐ 無			適・否
(5)	換 気 設 備		十分なものであること	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	/	適・否
	照 明 設 備		十分なものであること	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	/	適・否
(6)	床 面 の 排 水		排水に支障のない構造とすること	支 障 ☐ 無・ ☐ 有	支 障 ☐ 無・ ☐ 有	/	適・否

2 貯水槽の構造

(太枠内のみ記入)

番号	項 目		基 準	設 計 値 等		参照図面番号等	判定
				受水槽	高置水槽		
(1)	1 日 使 用 水 量		根拠が示されていること	(m ³)			/
	有 効 容 量 定 (容 量 算 定 計 算 書 添 付)		過大でないこと (1日使用水量に対して 4/10～6/10【受水槽】、 1/10程度【高置水槽】)	(m ³ () (/10)	(m ³ () (/10)		適・否
(2)	消火用水槽との兼用		兼用しないこと	☐ 無・ ☐ 有	☐ 無・ ☐ 有		適・否
(3)	槽 数		2 槽 式 と す る こ と	(槽 式)	(槽 式)		適・否
(4)	槽 内 部 の 給 水 管 以 外 の 配 管		ないこと	☐ 無・ ☐ 有	☐ 無・ ☐ 有		適・否
(5)	高水位と天井との間の点検空間		十分な点検空間を確保	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無		適・否
(6)	流 出 口 の 槽 底 か ら の 距 離		沈積物を吸引しない距離 (150mm 程度)	(mm)	(mm)		適・否

(7)	流入部と流出部の位置関係	停滞水を生じないものとする	☐ 対称・ ☐ その他 ()	☐ 対称・ ☐ その他 ()		適・否
(8)	貯水槽の材質	防錆措置を講じたもの	(製)	(製)		適・否
(9)	マンホールの直径	600mm以上	(mm)	(mm)		適・否
	マンホールの立ち上げ	100mm程度	(mm)	(mm)		適・否
	マンホールの防水措置	防水密閉型とすること	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無		適・否
	マンホールの施錠	施錠できる構造とすること	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無		適・否
	マンホールの設置場所	ボールタップ等の近傍に設けること	近傍に ☐ 有・ ☐ 無	近傍に ☐ 有・ ☐ 無		適・否
	1槽当たりのマンホール数	必要に応じて複数設けること	(個)	(個)		適・否
(10)	通気管の高さ	汚水等が流入しない高さ (200mm程度、通気笠を設ける場合は100mm程度)	(mm)	(mm)		適・否
	通気管の口径及び数	流出管の口径の2分の1以上とすること (有効断面積を確保)	(mm) x () 個 流出管口径 (mm)	(mm) x () 個 流出管口径 (mm)		適・否
	通気管開口部の防虫網	網目は20メッシュ (約1.3mm)を標準	() メッシュ	() メッシュ		適・否
(11)	オーバーフロー管末端の排水口空間	150mm以上	(mm)	(mm)		適・否
	オーバーフロー管と吐水口との垂直距離 (吐水口空間)	吐水口の呼び径に応じた距離	主吐水口側 呼び径 (mm) 空間 (mm)	主吐水口側 呼び径 (mm) 空間 (mm)		適・否
			副吐水口側 呼び径 (mm) 空間 (mm)	副吐水口側 呼び径 (mm) 空間 (mm)		適・否
	オーバーフロー管開口部の防虫網	網目は20メッシュ (約1.3mm)を標準	() メッシュ	() メッシュ		適・否
	オーバーフロー管の口径	流入管の口径の1.4倍以上とすること	管口径 (mm) 流入管 (mm)	管口径 (mm) 流入管 (mm)		適・否
(12)	水抜管末端の排水口空間	排水口空間を確保すること	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無		適・否
	水抜管の取付位置	槽底の最低部とすること	最低部に ☐ 有・ ☐ 無	最低部に ☐ 有・ ☐ 無		適・否
	水抜管の排水用ホッパーの口径	床面に水が飛び散らない十分な大きさであること	(mm)	(mm)		適・否
	非常用給水栓	設けることが望ましい	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無		適・否

3 給水管

(太枠内のみ記入)

番号	項目	基準	設計値等	参照図面番号等	判定
(1)	保守点検空間	設けること	☐ 有・ ☐ 無		適・否
(2)	飲料水が汚染されるおそれのある設備	内部を貫通させないこと	☐ 無・ ☐ 有		適・否
(3)	給水管及び継手	水質に影響を与えないものを使用すること	管種 ()		適・否

			継 手 ()		適・否
(4)	直 結 給 水 栓 (水道水使用の場合)	設 け る こ と	☐ 有 ・ ☐ 無		適・否
(5)	他の配管との識別	識 別 で き る 措 置 を 講 ず る こ と	☐ 色分け ☐ 文字表示 ☐ 色バンド分け ☐ その他 ()		適・否
(6)	他の配管との接続の有無 (クロスコネクション)	接 続 し な い こ と	☐ 無 ・ ☐ 有		適・否
(7)	逆 流 防 止 措 置	給水管末端に吐水口 空間を確保すること	☐ 有 ・ ☐ 無		適・否

添付書類（審査項目の内容を説明できるもの）

1 図面

- (1) 付近見取図
- (2) 給水設備系統図（附帯する排水設備を含む。）
- (3) 給水設備主要機器表
- (4) 貯水槽（受水槽及び高置水槽）の設置場所がわかる図面
- (5) 貯水槽室平面・断面詳細図
- (6) 貯水槽本体平面・断面詳細図
- (7) 貯水槽室上階の給排水平面図

2 貯水槽容量算定計算書（1日使用水量の算定を含む。）

3 その他保健所長が必要と認める書類

簡 易 専 用 水 道 設 置 計 画 事 前 協 議 結 果 書

第 年 月 号 日

様

札幌市保健所長

札幌市簡易専用水道指導要領第 7 条の規定に基づき提出のあった簡易専用水道設置計画の協議結果は、下記のとおりです。

記

[施設の名称及び所在地]

(名 称)

(所在地) 札幌市 区

[協議結果]

簡 易 専 用 水 道 使 用 開 始 届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

簡易専用水道設置者 住 所
氏 名
電 話
F A X

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

水道法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道の使用を開始したので、札幌市簡易専用水道指導要領第 8 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称及び所在地

(名 称)

(所在地) 札幌市 区

2 維持管理者

(氏 名)

(所 属)

(電 話)

(F A X)

3 簡易専用水道の概要

別添のとおり

4 しゅん工年月日

年 月 日

5 使用開始年月日

年 月 日

6 給水開始前の水質検査結果書 (写) 別添のとおり

簡 易 専 用 水 道 の 概 要

施設 の 概 要	主 要 用 途		☐ 共同住宅（ ☐ 分譲： 戸 ☐ 賃貸： 戸） ☐ 社宅 ☐ 寄宿舍 ☐ 事務所 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ 店舗 ☐ 旅館 ☐ 工場 ☐ その他（ ）			
	建 築 物		地上 階 地下 階 延べ床面積 m ²			
	給 水 面 積		m² 給 水 人 口 人			
	給 水 方 式		☐ ポンプ加圧方式 ☐ 高置水槽方式 ☐ 圧力タンク方式 ☐ 水道直結箇所有（ ） ☐ その他（ ）			
給 水 の 備 置 の 概 要	1 日使用水量		m ³			
	受	容 量	総容量 m ³ （ m× m× mH）			
			有効容量 m ³ （ mH）			
	水	材 質	☐ FRP ☐ SUS ☐ コンクリート ☐ その他（ ）			
		槽 数	☐ 2 槽式 ☐ 単槽式	型 式	☐ 床置型 ☐ 床下型	
	槽	マ ン ホ ー ル	直径（ mm） 個数（ 個／1 槽 合計 個） 施錠： ☐ 有 ☐ 無 立ち上げ： mm ☐ 防水密閉構造			
		設置場所	☐ 建築物内（地上 階・地下 階【 】） ☐ 地下ピット ☐ 建築物外			
	高	容 量	総容量 m ³ （ m× m× mH）			
			有効容量 m ³ （ mH）			
	置	材 質	☐ FRP ☐ SUS ☐ コンクリート ☐ その他（ ）			
		槽 数	☐ 2 槽式 ☐ 単槽式	型 式	☐ 床置型	
	水	マ ン ホ ー ル	直径（ mm） 個数（ 個／1 槽 合計 個） 施錠： ☐ 有 ☐ 無 立ち上げ： mm ☐ 防水密閉構造			
		設置場所	☐ 建築物内（地上 階・塔屋 階【 】） ☐ 建築物外			
	管 の 概 要	給 水 ポ ン プ		台数： 台 性能： L/min 全揚程： m		
		給 水 管	材 質	☐ 硬質塩化ビニルライニング鋼管 ☐ ポリエチレン粉体ライニング鋼管 ☐ ステンレス鋼管 ☐ その他（ ）		
			管 更 正	☐ 有（ 年 月：方法 ） ☐ 無		
		継 手	☐ コア内蔵防食継手 ☐ ステンレス継手 ☐ その他（ ）			
		直 結 給 水 栓		☐ 有（場所： ） ☐ 無		
防 錆 剤 使 用		☐ 有（商品名 ： 年 月使用開始） ☐ 無				
排 水 ポ ン プ		（地下ピット式の場合）台数： 台 性能： L/min				
雑用水		給水系統	☐ 飲料系統と同じ ☐ 飲料系統と別	水 源	☐ 水道水 ☐ 井水等	
	水 槽	☐ 飲料用水槽と兼用 ☐ 飲料用水槽と別（ m× m× mH）				
給水開始前の措置		☐ 給水管洗浄（ 年 月実施） ☐ 貯水槽清掃（ 年 月実施）				

簡 易 専 用 水 道 変 更 届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

簡易専用水道設置者 住 所
氏 名
電 話
F A X

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

水道法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道を変更しましたので、札幌市簡易専用水道指導要領第 9 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称及び所在地

(名 称)

(所在地) 札幌市 区

2 変更事項

(変更項目)

(変 更 前)

(変 更 後)

3 変更年月日

年 月 日

4 変更理由

(注) 変更事項が給水設備の構造に係る場合は、変更後の簡易専用水道の概要及び図面等を添付すること。

簡 易 専 用 水 道 廃 止 届

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

簡易専用水道設置者 住 所
氏 名
電 話
F A X

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

水道法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道を廃止したので、札幌市簡易専用水道
指導要領第 1 0 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称及び所在地

(名 称)

(所在地) 札幌市 区

2 廃止年月日

年 月 日

3 廃止理由

簡 易 専 用 水 道 受 検 指 導 書

第 年 月 日 号

簡易専用水道設置者 各位

札幌市保健所長

下記の簡易専用水道は、水道法第 3 4 条の 2 第 2 項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関による毎年 1 回以上定期に行う検査を受検していないので、早急に受検するよう通知します。

なお、本通知の受理前に受検申込みをされている場合は、ご容赦ください。

記

1 施設の名称及び所在地

(名 称)

(所在地) 札幌市 区

2 国土交通大臣及び環境大臣登録機関の名称及び所在地等

(名 称)

(所在地)

【根拠法令】水道法第 3 4 条の 2 第 2 項

簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令）の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

※ 問い合わせ先

札幌市保健所

課

電話 011－

－

簡 易 専 用 水 道 立 入 検 査 結 果 書

第 年 月 日 号

様

札幌市保健所長

水道法第 3 9 条第 3 項及び札幌市簡易専用水道指導要領第 1 2 条の規定による立入検査の結果について、下記のとおり通知します。

なお、給水設備の構造及び維持管理等で改善を要する事項については、簡易専用水道改善報告書により報告願います。

記

建築物	名 称			
	所 在 地			
	主 要 用 途			
検 査 年 月 日		年 月 日 ()		
検 査 者		札幌市保健所 課 技術職員		
設 置 者 側 立 会 人				
検 査 結 果		水 道 法 上 の 管 理 基 準	(施行規則第 5 5 条)	
			(施行規則第 5 6 条)	
		給 水 設 備 構 造 基 準 (要領第 4 条)		
		給 水 設 備 維 持 管 理 基 準 (要領第 5 条)		
		維 持 管 理 者 の 選 任 等 (要領第 6 条)		
指 導 事 項				
改 善 報 告 期 限		年 月 日 () まで		

※ 報告期限までに改善できない場合は、改善計画を報告してください。

簡易専用水道改善報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

簡易専用水道設置者 住 所
氏 名
電 話
F A X

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号により通知を受けた事項については、
下記のとおり改善措置を講じたので報告します。

記

[illegible]

簡 易 専 用 水 道 改 善 指 示 書

第 年 月 日 号

様

札幌市保健所長

名 称：
所在地：
設置者：
設置者住所：

[経緯、背景を記す]

このことから、上記施設の受水槽水道からの供給水が汚染され、それに起因して健康被害が発生したと認められるため、水道法第 36 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり指示します。

なお、本指示書の指示に従わず、給水の継続により水道利用者の利益を阻害すると認められる場合は、水道法第 37 条に基づき、指示事項を履行するまでの間、給水の停止を命じることがある旨を申し添えます。

記

1. 今回、供給水の水質に異常が発生した原因を究明し、再発を防止するための抜本的な改善策を講じること。また、改善計画書を令和 年(年) 月 日()までに保健所長あてに提出すること。
2. 上記建物の受水槽を経由する給水栓水について、当分の間、遊離残留塩素濃度、水の色、濁り、臭い、味その他の状態に異常がないことの確認及び定期的な水質検査を実施し記録するとともに、異常を探知した際は速やかに保健所あて報告すること。
3. 今後、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。また、その事実を速やかに保健所あて報告すること。

以上

簡 易 専 用 水 道 改 善 指 示 書

第 年 月 日 号

様

札幌市保健所長

名 称：
所在地：
設置者：
設置者住所：

[経緯、背景を記す]

このことから、上記施設の受水槽水道からの供給水が汚染され、それに起因して健康被害が発生したと認められるため、水道法第 36 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり指示します。

なお、本指示書の指示に従わず、給水の継続により水道利用者の利益を阻害すると認められる場合は、水道法第 37 条に基づき、指示事項を履行するまでの間、給水の停止を命じることがある旨を申し添えます。

記

1. 今回、供給水の水質に異常が発生した原因を究明し、再発を防止するための抜本的な改善策を講じること。また、改善計画書を令和 年(年) 月 日()までに保健所長あてに提出すること。
2. 上記建物の受水槽を経由する給水栓水について、当分の間、遊離残留塩素濃度、水の色、濁り、臭い、味その他の状態に異常がないことの確認及び定期的な水質検査を実施し記録するとともに、異常を探知した際は速やかに保健所あて報告すること。
3. 今後、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。また、その事実を速やかに保健所あて報告すること。

以上

受 領 書

札幌市保健所長様

年 月 日

上記改善指示書を受領いたしました。

印

簡 易 専 用 水 道 給 水 停 止 命 令 書

第 年 月 日 号

様

札幌市保健所長

水道法第 37 条の規定により、改善措置を履行するまでの間、下記の簡易専用水道による給水の停止を命令する。

記

1 施設の名称及び所在地

(名 称)

(所在地) 札幌市 区

2 処分の理由

備考 この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。